

日本赤十字広島看護大学利益相反マネジメントポリシー

(平成25年7月23日経営会議決定)

(令和7年3月11日経営会議改正)

1 目的

日本赤十字広島看護大学（以下、「本学」という。）は、赤十字の理想とする人道の理念に基づき、地域に貢献する知の創造、応用及び蓄積を図る知的活動の拠点として、地域に根ざした高度な研究を行い、もって地域社会の発展に寄与することを目的として、積極的に産学官連携を進めていく必要がある。

産学官連携事業を実施していくなかで、職員等が企業等との関係において有する利益や義務が、本学が職員等に求める義務と衝突しているように見える状況が生じる可能性がある。

本学はこのような状況に関して、本学が行う教育や研究への信頼が損なわれないように、また、産学官連携事業が公正且つ円滑に促進されることを目的として、日本赤十字広島看護大学利益相反マネジメントポリシー（以下「本ポリシー」という。）を定める。

2 定義

本ポリシーにおいて、利益相反を次のとおり定義する。

(1) 狭義の利益相反

教職員等又は本学が産学官連携活動に伴って得る主として金銭的利益（連携企業等からの研究資金の受け入れや技術移転収入、兼業企業の報酬、未公開株式保有等）と、本学における本来の教育・研究上の職務が衝突・相反している状況

(2) 責務相反

教職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、本学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態

(3) 本学（組織）としての利益相反

狭義の利益相反のうち、組織が得る利益と組織の社会的責任との相反

3 基本方針

(1) 本学は、産学官連携等を公正かつ効果的に行うために、教職員等の利益相反を未然に防止し、万一生じた利益相反については解決のための措置を講ずる。また、教職員等は、産学官連携を推進する上で、利益相反の状況を避けることを責務とする。

(2) 本学は、産学官連携等を含む社会貢献活動に伴う利益相反に関する情報の可視性を確保し、社会に対する説明責任を果たす。

4 対象者

本ポリシーは、本学の教員、職員、本学の学生及び本学が受け入れる研究員（本ポリシーにおいて「教職員等」という。）を対象とする。

5 利益相反マネジメント管理体制

本学に、利益相反マネジメントに係る重要事項を審議するため日本赤十字広島看護大学利益相反マネジメント委員会を設置する。委員会の設置に関して必要な事項は、別に定める。

6 情報の開示

本学は、利益相反に関する情報を必要な範囲で公表する。

附 則

このポリシーについては、平成25年4月1日から施行する。

附 則

このポリシーは、令和7年4月1日から施行する。